

指定障害福祉サービス事業所等 設置者 様

佐賀県健康福祉部障害福祉課長

佐賀県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金の申請月期限の延長について（通知）

標記の補助金について、令和 8 年 4 月 24 日を申請期限としておりましたが、以下のとおり申請期限を延長しますので、未申請事業者におかれましては、積極的に御活用をお願いします。

※本補助金は、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援及び障害児相談支援も対象となります。また、申請時点で処遇改善加算を算定していない場合であっても、補助金の実績報告までの間に処遇改善加算を算定することで対象となります。

記

#### 1. 申請方法

別紙様式 1・2（申請書・計画書）を以下の Web フォームから提出してください。

<申請フォーム URL><https://logoform.jp/f/261eA>

※ 法人単位で申請してください。

※ Excel ファイルのまま提出してください。シートの追加・削除はしないでください。

※ 佐賀県外に所在する事業所分は、事業所が所在する都道府県の様式を確認のうえ、当該都道府県に申請してください。

※ 計画書に記入する交付対象月は、原則、令和 7 年 12 月を選択してください。ただし、令和 8 年 1 月から 3 月に新規開設した事業所や令和 7 年 12 月の報酬が著しく低い事業所は、令和 8 年 1 月～令和 8 年 3 月のいずれかの月も選択できます。

#### 2. 延長後申請期限

**令和 8 年 5 月 25 日（月）最終締め切り**

<補助金の振込について>

※ 令和 8 年 4 月 25 日以降に申請された場合の補助金の振込は、令和 8 年 6 月下旬を予定しています。

※ 補助金は、申請者が計画書で指定する口座（国保連合会に登録している口座）に対象事業所分をまとめて振り込みます。振込日以降に国保連合会から、対象事業所毎に支払通知書が配信されますので、大切に保管してください。

### 3. 実績報告

令和8年11月30日（金）までに、別紙様式3（実績報告書）を以下のWebフォームから提出してください。

＜実績報告フォーム URL＞<https://logoform.jp/f/Ry2rv>

※ 令和8年4月24日までに申請した事業者におかれましては、当初通知のとおり、令和8年9月30日までに提出してください。

※ Excel ファイルのまま提出してください。シートの追加・削除はしないでください。

※ 実際の交付額と実績報告書に入力した補助金の総額が一致しているか必ず確認してください。

### 4. 問合せ先

#### ▶ 申請手続きに関すること

佐賀県障害福祉処遇改善補助金センター（外部委託）

〒840-0023 佐賀市本庄町大字袋 286 番地 5 サガンスクエアビル 1 階

TEL：0952-41-7680（受付時間：平日 9：00～12：00、13：00～17：00）

Mail：sagakenkaizen@gmail.com

※ 補助金の受付業務は外部委託しています。申請書類の不備等についても委託先からご連絡しますのでご承知おきください。

#### ▶ 事業内容や補助金の要件、処遇改善加算に関すること

厚生労働省コールセンター

TEL：050-3733-0230（受付時間：9：00～18：00（土日含む））

### 5. その他

- ・ 補助金に係る各証明資料は、事業完了後5年間保存が必要です。運営指導等により確認しますので、適切に保管してください。
- ・ 本事業に関する情報は、県HPでも随時お知らせしますので、御確認ください。  
＜県HP＞<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003117927/index.html>
- ・ やむを得ず郵送で申請する際は、4に記載の住所まで送付してください。

#### 【担当】

佐賀県健康福祉部障害福祉課指導担当